

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和5年11月13日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	広島県広島市南区比治山本町12-2
	訪 問 調 査 日	令和5年7月13日
	評価結果の確定日	令和5年10月31日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	児童養護施設 似島学園	種 別	児童養護施設		
事業所代表者名	園長 高井 竜司	開設年月日	昭和21年9月3日		
設置主体	社会福祉法人 似島学園	定 員	120人	利用者数	75人
所 在 地	〒734-0017 広島県広島市南区似島町長谷1487番地				
電話番号	082-259-2456	F A X 番 号	082-259-2180		
ホームページアドレス	http://www.ninoshima-gakuen.jp/				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業 児童養護施設	避難訓練・誕生祝外出・クリスマス会 招待行事(野球・サッカー等)・盆法要
○第二種社会福祉事業 短期入所生活援助事業	
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室総数 126 室	○食堂 1か所 ○トイレ 6か所
・居室内訳(1人部屋) 125 室	○キッチン 6か所 ○洗面所 5か所
(2人部屋) 室	○浴室 5か所 ○相談室 1か所
(3人部屋) 室	○学習室 1か所 ○会議室 1か所
(4人部屋) 室	○地域交流室 1か所 ○事務室 1か所
(幼児部屋) 1 室	○心理療法室 1か所 ○宿直室 1か所

職員の配置

職 種	人 数 (うち常勤の人数)	職 種	人 数 (うち常勤の人数)
施設長	1人(1人)	栄養士	1人(1人)
保育士	13人(13人)	調理員	6人(5人)
児童指導員	12人(11人)	嘱託医	1人(0人)
心理療法担当職員	1人(1人)	事務員	2人(2人)
家庭支援専門相談員	1人(1人)		
里親支援専門相談員	1人(1人)		

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

児童養護施設似島学園は、宇品港よりフェリーで約20分の広島市南区似島の東に位置します。本園は、昭和21年9月に戦争孤児の保護を目的に、広島県戦災児教育所似島学園として設立後、現在は、高校進学後の通学の利便性から広島市南区宇品に設立された2つの地域小規模児童養護施設とともに運営されています。本園は、海と山に囲まれた自然豊かな環境の中に立地し、2階建ての建物内は、幼児1ホーム、男子2ホーム、女子1ホームの4つのホームで構成され、家庭での生活が困難な子どもが生活しています。敷地内には、似島学園小学校・中学校が隣接し、学校とも連携した支援が行われています。福祉サービス第三者評価は、3年に1回定期的に受審され、サービスの質の向上のために積極的に取り組まれています。

◎特に評価の高い点

- (1)5年前から、職員の意見も取り入れながら、施設独自の人事考課制度を検討し、職務遂行状況の把握や考課評価の標準化を試みるなど、職員の育成・定着に前向きに取り組まれています。今後は、評価結果を処遇に一部反映するなど、職員のモチベーション向上に向けた工夫にも努めておられます。(管理運営編 No.9:人事管理の体制整備)
- (2)記録の記入方法や留意点などをルールとして定め、記録を振り返った際にも正確な情報として共有できるよう、具体的に記録することを指導されており、わかりやすく丁寧に記入された記録がファイリングされています。(管理運営編 No.27:養育(治療)・支援の実施状況の記録)
- (3)生活環境の共有部分については、遊具が設置された中庭には、学習室・音楽室・図書室を機能的に配置した学習棟、各ホームの小食堂に畳敷きの和室を設け、廊下のコーナーには本やおもちゃ等を設置するなど、楽しみと安らぎのスペースが設けられていました。また、居室は大きな部屋を4つの個室に区切ることでプライベートな空間を確保するなど、生活環境への様々な工夫に努めていました。(サービス編 No.1・2:快適性への配慮①②)
- (4)子どもの思いを汲み取る方法として、子ども同士で話し合う「ホーム会議」や「みんなの声の代表者会議」、職員と個別に話ができる「お話タイム」を毎月開催し、加えて、みんなの声・苦情受付・第三者委員会の連絡先を記した「相談したいことありますか」のポスターが随所に掲示されていました。また、関係機関や心理療法士と連携してメンタルヘルスを図るなど、子どもの思いや悩みに寄り添った様々な仕組みは優れた点と言えます。(サービス編 No.15:自主性・自律性の発揮、No.16:社会的ルールの獲得、No.23:子どもの主体性への配慮、No.36:養育・支援の基本)
- (5)子どもの成長と巣立ちの支援として、児童相談所や子ども家庭センターとの連携、隣接する小・中学校との「校園連絡会議」、大学講師によるスーパービジョン、外部講師による園内学習塾、ファイナンシャルプランナーによるリービングケア(退所前に準備する支援)や住居の紹介など、様々な機関や卒園者の協力を得て、入所から退所後のケアまで、細やかに継続した支援が行われています。(サービス編 No.19:学習の支援、No.20:進学・就職への支援、No.21:メンタルヘルス、No.34:スーパービジョン体制、No.43・44:継続性とアフターケア①②)

◎特に改善を求められる点

- (1)子どもへの対応、安全管理など支援方法のマニュアルが簡潔に整備されていますが、新型コロナウイルスの影響や子どもへの関わり方などでマニュアルの改訂が必要な場合は、マニュアルの中身の改訂と合わせて、改訂日を明記して最新のマニュアルとして職員に周知されることを提案します。(管理運営編 No.26:標準的な実施方法の確立)
- (2)4年前の評価と同様に大学講師・塾講師の協力やスポーツ観戦等の外出が継続されていますが、コロナ禍の影響もあって、地域との交流や外部者の施設訪問は以前に比べて後退した印象を持ちます。園は地域から離れた場所にあることから、現在進めている町内との交流会の早期再開と外部の人を積極的に施設に招き入れる取り組みを期待します。(サービス編 No.35:施設機能の地域還元)

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価の結果から、施設の強みと弱みを客観的に見ることができました。施設内ではなかなか気づきにくいこともあり、今後の課題として更なる改善を行っていきたいと思います。また、子ども達が施設や職員に対してどのような思いでいるかがわかり、今以上に子ども達が安心、安全な生活が送れるよう努めていきたいと思います。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：児童養護施設

1 福祉サービス (法人・施設) の 基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価:N0.1-2	子どもが安心・安全に過ごせることを第一に掲げ、法人理念、基本方針を明文化するとともに園訓・行動規範を策定し、玄関や食堂、廊下など随所に掲示することで職員や子どもへの意識づけが行われています。 保護者への説明の機会は限られますが、状況に応じて理念・基本方針とともに施設の取り組みを説明されています。
	(2)計画の策定 自己評価:N0.3-4	小規模グループケア化や児童心理治療施設の開設に向けた中・長期計画を掲げ、行政とも連携しながら検討を進めておられます。 事業計画では、子どもの状況や職員配置の動向を踏まえ、年間・月間行事計画や研修計画を定め、子どもの教育・生活面や職員の育成計画を明確かつ具体的に示されています。事業計画は、職員会議などで職員に周知するとともに、子ども・保護者には、ホームだより等により年間計画として伝えておられます。
	(3)施設長の責任と リーダーシップ 自己評価:N0.5-6	園長は、行政や広島県児童養護施設協議会等の法令に関する会議・研修に参加され、必要な内容を毎月の職員会議の場等で職員に伝達されています。 これまで事務長や副園長を歴任された経験から、人事・労務・財務等を熟知されており、職員行事等のアンケートの実施や、主任や指導員等を通じて職員の状況を適宜把握し、業務改善や環境整備に取り組まれています。
2 法人・施設の 運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価:N0.7-8	園長は、広島県児童養護施設協議会の副会長および広島県社会福祉法人経営者協議会の理事を務められ、社会福祉事業の動向を把握されています。児童相談所と連携しながら、緊急性の高い子どもの一時保護を積極的に受け入れ調整されるなど、ニーズに基づく運営に務めておられます。 昨今の物価上昇に伴い、施設の電気・水道代を子どもにもわかるよう、棒グラフで視覚化して掲示し、職員だけでなく子どもとも一緒に節電・節水に取り組まれています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価:N0.9-12	夏季に実施する職員の就業希望調査を基に、必要な人材を把握し、職員採用が行われています。 5年前から、職員の意見も取り入れながら、施設独自の人事考課制度を検討し、職務遂行状況の把握や考課評価の標準化を試みるなど、職員の育成・定着に前向きに取り組まれています。今後は、評価結果を処遇に一部反映するなど、職員のモチベーション向上に向けた工夫にも努めておられます。 施設外研修への参加も、リフレッシュや他の施設との人的交流も視野に入れ職員に積極的に促され、子どもの対応に関する研修など、職員が均等に研修に参加できるよう調整されています。 保育士や心理療法士の実習生を年間10人程度受け入れ、施設への就職にも繋げておられます。実習生の日課表や連絡事項などがまとめられ、現場や主任などの指導体制が確立されています。
	(3)安全管理 自己評価:N0.13	災害や事故などリスク別の緊急対応マニュアルを策定し、毎月の避難訓練を通じて対応手順を確認されています。緊急の場合には、連絡網やLINEなどを通じて職員と情報を共有されています。定期的な遊具の点検や集約したヒヤリ・ハット事例をもとに、原因の究明や再発防止策などを検討・共有されています。年間を通じて、安全確保、事故防止、救急法などの研修も計画的に実施されています。
	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	職員・男女別の子どものお入り口が設置され、子どもが全員で集まれる地域交流スペースや食堂、遊具が設置された中庭や学習室・音楽室・図書室を集約した学習棟など、子どもの活動スペースが確保されています。トイレ・洗面台は年齢に応じて設置されています。保護者などの面談は個室の面接室を使用されています。 毎日清掃が行われ、清掃状況は確認、記録されており、環境衛生部会が定期的に施設内を見回り、点検が実施されています。

2 組織の運営管理	(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	以前は、子どもが地域の祭りで神輿をかついだり、地域住民の運動会や祭りへの参加など、良好な関係が築かれていましたが、コロナ禍や地域住民の高齢化が進み、従来の交流が難しい状況にあります。今後は、従来実施されていた地域住民との交流会「こっこの会」の再開に向けて地域と調整をされています。読み聞かせやアニマルセラピーなど、ボランティアを定期的を受け入れておられ、ボランティア受け入れの流れやオリエンテーションの内容がマニュアルとして整理されています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	行政や広島県児童養護施設協議会などの会議等に参加し、施設や関係機関と連携しながら、制度への意見等を集約、提示されています。財務諸表は開示規定に沿って開示されています。また、財務に関する情報をコンパクトにまとめて施設の広報誌「似島レター」に掲載し、財務状況が周知されています。
3 適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	子どもを尊重した支援を大切にされており、外部研修へ積極的に参加し、支援方法を獲得されています。新任職員には、入職時の研修実施後、月に1回心理療法士による技術面の教育が行われています。個人情報保護規程で職員の責務や管理方法を定め、子どものプライバシーに務めておられます。子どもの写真撮影は保護者の同意を得て実施されています。養育に関する記録は、施錠可能なロッカーで適切に保管されています。相談方法については、「意見箱」や「みんなの声」ボックスを玄関・食堂に設置し、苦情受付担当者や第三者委員の連絡先が随所に掲示されています。書くことが苦手な子どもも多いため、職員が子どもと個別に話す機会を積極的に設け、意見を聴き取られています。また、ホーム会議やみんなの代表者会議など、子どもの意見を集約する場も設けておられます。苦情や意見は、チェックシートに基づく対応がされています。受け付けた苦情は職員と共有し、プライバシーに配慮して朝会などで子どもにも周知されています。苦情の記録もまとめられ、対応方法や結果などは事業報告にも記載されています。
	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	年に1回の自己評価を実施し、福祉サービス第三者評価も3年に1回受審され、受審証明書が玄関に掲示されています。子どもへの対応、安全管理など支援方法のマニュアルが簡潔にわかりやすく整備され、各ホームに設置されています。記録の記入方法や留意点などをルールとして定め、記録を振り返った際にも正確な情報として共有できるように、具体的に記録することを指導されており、わかりやすく丁寧に記入された記録がファイリングされています。記録等の開示への対応方法は個人情報保護規定の中に定めておられますが、開示が難しい内容が多く、子どもや保護者への開示説明は行われていません。◎新型コロナウイルスの影響や子どもへの関わり方など、日々の支援の中でマニュアルに記載されている対応方法を変更されているとのことでした。変更された内容はマニュアルの中身も合わせて改訂し、改訂日を明記して職員に最新のマニュアルとして周知されることを提案します。
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	パンフレットやホームページを作成し、施設の概要などを紹介されています。施設の広報誌「似島レター」や最近開設されたインスタグラムを活用し、子どもの様子を発信されています。施設の様子や支援内容については、入所前に児童相談所を通じて子どもへの説明が行われています。「リービングケアチェックマニュアル」に沿って退所に向けた支援が行われています。また、高校生以上の子どもを対象に、退所後の生活に必要なお金や生活面に関する内容をカリキュラム化した研修「すだちのまなび」が定期的に行われています。退所時には、支援内容が引き継がれるよう子ども個々の引き継ぎ文書が作成されています。また、退所後も、一定期間間わりのある児童については記録を残され、継続的に見守られています。◎入所時の子どもに、施設内での生活やルールなどを伝えられるように「生活のしおり」などを作成し、子どもが新しい環境に適應できるよう支援されていますかがでしょうか。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：児童養護施設

1 施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価：NO.1-2	建物は、事務所や食堂・面接室・プレイルーム等がある管理棟とそこから廊下続きに2階建ての男子寮と女子寮に分かれた生活棟で構成されています。生活棟の中庭には遊具が設置され、学習室・音楽室・図書室の3部屋が機能的に配置されたコンクリート打ちっぱなしのお洒落な学習棟が建てられていました。生活棟の共有エリアは、各ホーム毎に居室の他、トイレ・浴室・娯楽室とスタッフ室が配置されています。その他、流し・冷蔵庫・電気調理器が整備された小食堂の一部には畳敷きの和室を設け、また、居住棟廊下のコーナーには本やおもちゃ等を配置するなど、楽しみと安らぎのスペースが設けられていました。幼児の居室は十分な採光があり、海が見渡せる13畳程の広い畳の空間に、5人前後の子どもが共同生活を営みながら、安心して過ごせる空間が提供されていました。小学生以上の子どもの居室は、大きな部屋を4つの個室に区切り、プライベートな空間を確保し、部屋には施設提供のダンス・机・ベッドが配置されていました。採光については、海側に面した明るい部屋と廊下側の部屋とで環境が異なるため、数ヶ月毎に部屋の入れ替えを行っています。
	(2)安心な生活 自己評価：NO.3-4	災害対応マニュアルを整備し、毎月、災害の種類や発生時間などの設定を変えながら避難訓練を実施しています。また、土砂災害や高潮、津波を想定して、避難場所を施設内に掲示しています。 不審者への対策は、不審者対応マニュアルを整備し、島外からの移動手段や子どもの誘導方法などが確立されていました。外部から学園への交通手段は定期運航のフェリーか渡し船で夜間の運行はないため、船の到着時の見回りを強化したり、人感センサを設置して不審者に備えています。また、隣接する公立の小・中学校と連携した対応も強みとなっています。
2 日常生活の中での支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO.5-7	自立支援計画書は「自立支援計画の記入の仕方と注意点」を定め、統一した様式を用いて作成が行われています。 自立支援計画に関しては、まず、面接等で子どもの思いを聴き取り、児童相談所や学校、心理療法士の意見も踏まえて、担当職員が支援目標を含めて原案を作成しています。その後、計画書はホーム内で検討し、リーダー、主任、園長の順で確認と承認を経て計画が実施されています。また、保護者との面談や電話連絡が可能な場合には意向を確認して支援計画に反映しています。実施した支援の検証は、9月に中間評価、3月には再評価を行っています。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO.8-13	食堂は十分な高さと広さがあり、クラシック音楽のBGMが流れた落ち着いた雰囲気の中で食事ができるように工夫しています。土・日・祝日は、各ホームの小食堂で朝食が提供されています。 嗜好調査は年に2回実施して献立に反映し、正月や節分、ひな祭り、クリスマスなどの季節に合わせた行事食が提供されています。 食堂には、食中毒や感染症予防・メニュー・健康のための食材情報・食事マナーの他、電気と水道の毎月の使用量を棒グラフでわかりやすく掲示するなど、生活観念の意識化に努めています。 睡眠は、部屋の明るさや音などに対して個人差があるため、職員は試行錯誤しながら子どもが落ち着いて眠れるよう支援しているとのこと。 入浴は、広い浴室に3台の個人浴槽を設置し、毎日提供されています。また、脱衣場には3台の洗濯機を設置し、入浴中に自分の衣服などが洗濯できるよう、生活技術の自立と清潔保持の工夫が見られました。一方、1ホーム20人の子どもが入浴するため、十分な入浴時間を確保できないことが課題と伺いましたが、子ども同士のトラブルがないように、入浴の順番やメンバー編成などに配慮して行なっています。 子どもの衣服は、夏・冬の年2回、子どもの好みの衣服を購入し、衣服の汚れなどにも迅速に対処できるよう予備の衣服も個別に準備しています。 清掃に関しては、掃除場所などの分担表を廊下などに掲示し、職員と子どもが共同で掃除を行っています。

2 日常生活 中での 支援	(3)社会性の獲得 自己評価：NO.14-18	<p>子ども達の意見は、子どもの自主性・自律性を尊重して、月に1回の「ホーム会議」で話し合い、各ホームの代表2人が参加する「みんなの代表者会議」で検討した結果を週末の「児童朝会」で子ども達に報告しています。子どもの個人的な悩みや相談に対しては、職員と個別に話ができる「お話タイム」の時間を月に1回以上設け、一人ひとりの思いに寄り添った支援を行っています。</p> <p>社会的自立への取り組みは、施設内の随所に施設の約束事や社会的ルール、その他の情報を子どもが視覚的に理解できるよう工夫して掲示しています。また、①みんなの声、②苦情受付、③第三者委員会への連絡先などを記した「相談したいことありますか」のポスターを掲示し、子どもの悩みや相談の対応が図られています。</p> <p>性教育に関しては、毎月来園する助産師によって、年齢や性別に合わせた性の教育が行われています。職員も保健部で性について話し合い、心理療法士とも連携しながら子どもの性の悩みに対応しています。</p> <p>お小遣いについては、小学生以上は毎月の金額を設定し、子どもと職員が双方で金額を確認して管理しています。買い物は事前に外出日を設定し、中学生以上は島外外出の機会を設けています。</p>
	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO.19-20	<p>小・中学生は設定した学習時間に学習棟の学習室で、高校生は自室で学習を行っています。また、高校生はタブレット端末を利用したオンライン授業で学習できるように施設内にWiFi環境を整備しています。加えて、週に1回、外部の塾講師を招き園内学習塾を開くなど、受験への対策を行っています。</p> <p>その他、隣接する小・中学校と月に1・2回程度の「校園連絡会議」や生活指導等の「校園生活指導連絡協議会」を通して、子ども達を取り巻く様々な社会的問題に対応しています。</p> <p>進路については、本人の意向を確認しながら、保護者や学校・児童相談所とも連携して進められています。大学進学希望者に対しては、経済的な負担を軽減するために「日本学生支援機構」や「しまなみ奨学財団」の奨学金制度などを利用できるように支援を行っています。</p>
	(5)その他の支援 自己評価：NO.21-23	<p>子どものメンタルヘルスは、大学の心理学の講師をスーパーバイザーとし、また、心理療法士とも連携しながら心理的な支援を行っています。特に、心理的治療が必要な子どもに対しては、児童相談所と連携し、保護者の理解を得ながら治療を行なっています。</p> <p>子どもの出生に関しては、子どもへの心的影響や家庭の事情を考慮しながら、心理療法士や児童相談所と協力して慎重に対応しています。</p> <p>施設に入所した子どもは、少なからず精神的不安を抱えているため、入所後は心理療法士のアドバイスを受けながら精神的ケアに努め、新たな環境に慣れ、安心して生活できるように学校や児童相談所・子ども家庭センターとも連携して支援を行なっています。</p>
3 安心な 生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO.24-25	<p>子どもは入所前に児童相談所から「オレンジノート」を用いて、施設生活で不適切な対応を受けた時の対処方法の説明を受けています。</p> <p>施設は虐待防止マニュアルを整備し、職員には子どもの気持ちに配慮した言葉遣いや子どもに暴力との誤解を招きかねないような身体接触での対応を行わないよう徹底しています。また、勤務する職員は携帯電話を常備し、緊急時には事前に定めたバックアップ職員と連携して対応する体制が整備されています。</p>
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO.26-27	<p>子ども同士のトラブルに関しては、まずは子ども同士で解決できるように職員が見守り、必要に応じて職員が介入して課題の解決を図っています。また、状況によっては、心理療法士も交えて問題解決に向けた支援を行っています。</p> <p>子どもの暴力などには、「問題行動の対応マニュアル」のチェックシートに沿って対応しています。また、外部のスーパーバイザーや心理療法士から「問題行動チェック表」を基にアドバイスを受け、月に1回の施設内研修で対応方法について話し合われています。</p> <p>子どもから職員への暴力に対しては、職員が個人で対応することを避け、施設が提供している携帯電話で応援の職員を呼び、迅速かつ適正な対応を心がけています。一方、日頃から子どもから個別の相談ができる「お話タイム」を月に1回以上設け、不満や不安の軽減を行うとともに、子どもと職員の関係構築を心がけているとのことです。</p>

<p>3 安心な生活</p>	<p>(3)衛生管理 自己評価：NO. 28-29</p>	<p>「食中毒マニュアル」を整備し、調理員や栄養士と対応方法を共有しています。食中毒や感染症などの予防方法は子どもにも理解できるよう、食堂内の壁や洗面所などに、手洗いの方法や食中毒等の注意喚起の掲示がされていました。また、保健部・生活部・食育部・環境衛生部が連携して食中毒や感染予防に努め、校医に相談・連絡ができる体制になっています。 食の安全に関しては栄養士と調理員が毎日チェックし、調理方法や原材料・食事の保管方法等についてもマニュアルに沿って対応しています。</p>
<p>4 保護者等に対する支援</p>	<p>(1)保護者への支援 自己評価：NO. 30</p>	<p>入所後の子どもの生活や進路については、保護者の理解や協力が難しいケースも少なくなく、主に児童相談所を介しての保護者への対応が多いとのことです。その一方で、話し合いが可能な保護者には面会や電話等で意向を聴くとともに、児童相談所を介して保護者との関係構築を図っています。 保護者からの理不尽な強要や苦情等で対応が難しい場合は、若手職員に代わって先輩職員が対応するなど、若手職員に負担がかからないように職員間で連携した対応が行われています。</p>
	<p>(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：NO. 31-33</p>	<p>子どもへの心理的支援は、心理療法士が作成した心理支援プログラムに基づいて支援を行い、施設長が内容を確認した後に児童相談所に報告しています。しかし、保護者の理解や協力が難しいケースもあることから、保護者を含めた支援プログラムは現在取り組んでいないとのことです。 保護者と子どもの交流が可能な場合には、週末の面会や帰省、島外外出や外泊など、子どもと保護者の関係構築の機会を設けています。一方、保護者から虐待等を受けていたケースについては、児童相談所・子ども家庭センターや心理療法士と相談しながら慎重に対応しています。 保護者からの相談についても、主に児童相談所を介して、親子関係の再構築や家庭復帰などを検討しています。 送付可能な保護者には「似島レター」を発行し、施設の動きや子どもの生活状況を伝えています。 保護者からの子どもの強引な引き取りの可能性がある場合には、事前に児童相談所に連絡し、島内に出入りする栈橋等の見回りを行うなどの危機管理に努めています。</p>
<p>5 地域とのつながり・専門性の向上</p>	<p>(1)専門性の向上 自己評価：NO. 34</p>	<p>職員のスキルアップについては、月に1回以上の割合で大学の講師をスーパーバイザーとして招いて研修を行い、職員の個人的相談にも電話等で対応できる体制となっています。またケース会議では保育・指導の指導目標や効果の評価を行うとともに、職員の課題解決やコミュニケーション技術を学ぶことで質の向上を図っています。 その他、児童相談所・学校・鑑別所が参加する「児童処遇会議」では、支援の振り返りを継続的に行うことで、子どもへの処遇や対応の質を高める取り組みを行っています。</p>
	<p>(2)地域とのつながり 自己評価：NO. 35</p>	<p>コロナ禍以前は近隣の高齢者施設の運動会や地域の祭りに子どもが参加し、施設内の「地域交流ホーム」では定期的に地域住民を招いての食事会「ここの会」や民生委員の施設見学も受け入れていましたが、現在はこれらの交流は中止しているとのことです。 ◎地域との関係については、新型コロナの影響や地域の高齢化などの難しさもあって、以前に比べて後退している印象を持ちます。施設の健全性を維持するためにも、透明性や風通しのよい施設に努められ、現在進めている町内との交流会の早期再開と外部者を積極的に施設に招き入れる取り組みを期待します。</p>

<p>6 養育・支援の質の確保</p>	<p>(1)養育・支援の基本 自己評価：NO. 36-40</p>	<p>本園では入所から卒園までの限られた期間の中で、児童相談所や子ども家庭センターと協力して、子どもの社会的自立や卒園後の豊かな生活の実現に取り組んでいます。</p> <p>日頃の子どもからの要望は、ホームのリーダー職員が迅速に対応しています。子どもの思いや悩みに対しては、子どもと職員が個別に話をする「お話タイム」を月1回以上設けて対応しています。また、個性の強い子どもが多いため、当たり前に行えることのすごさを認め、失敗した時の精神的ケアを心がけています。学習棟では月に1回の図書室の開放、漫画やDVDの貸し出し、年齢毎のゲーム機器の提供など、子どもが楽しめる日課や環境を提供しています。また、施設全体やホーム毎の行事に加えて、外部の企業等からのスポーツ観戦等の招待を受けるなど、年間を通して様々な行事を企画し、施設だからこそできる貴重な経験や親睦の機会を提供しています。また、各フロアごとに新聞をとり、社会状況等の情報を提供しています。</p> <p>その他、隣接する公立の小・中学校と連携して、子どもの発達段階に応じた学びを提供し、警察からは実際に起こった事例などを交えて、危険回避の方法や社会のルールを学ぶなど、外部の協力を得ながら子どもの成長と安全を支えています。</p>
	<p>(2)自己領域の確保 自己評価：NO. 41-42</p>	<p>子どもの私物は居室内の収納等で管理していますが、貴重品等の盗難や紛失を防ぐため、大切な物はスタッフ室で管理するなどの対応をしています。</p> <p>子どもの写真撮影は保護者の意向に配慮し、お便り等の広報やアルバム作りを行っています。その一方で、子どもの思い出や成長の記録として職員が写真などを保管し、退所時には個人に手渡されています。</p>
<p>7 退家 所 庭 後 復 の 帰 支 援</p>	<p>(1)継続性とアフターケア 自己評価：NO. 43-44</p>	<p>子どものリービングケア(退所前に準備する支援)として、卒園者のファイナンスプランナーを毎月講師として招き、退所までの準備として勉強会「すだちのまなび」を開催し、卒園後の生活に直結した金銭や社会的な手続きルール等の方法を学ぶ機会を提供しています。また、園では自立支援担当職員を配置し、退所後も継続して子どもの状況の把握や相談にも対応しています。</p> <p>その他、卒園生が就職している不動産会社を通じて、退所する子どもの住居を紹介するなど、卒園生や様々な企業の協力を得ながら、学園を巣立っていく子どもたちの自立に向けた生活を支援しています。</p>

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・子ども等に周知されていますか。	B	B	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	B	A	

(3)施設長の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 法人・施設の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	B	B	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	B	B	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	B	B	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	子どもの安全確保	子どもの安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	施設は、子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	施設は、清潔ですか。	B	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えてありますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	子どもや保護者等に対して財務諸表を公開していますか。	B	A	

3 適切な養育(治療)・支援の実施**(1)子ども本位の養育(治療)・支援**

19	子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの子どもを尊重した養育(治療)・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	子どもを尊重する姿勢②	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	子どもの満足の向上	子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	B	B	
22	意見を述べやすい体制の確保①	子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	子どもや保護者等からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)養育(治療)・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供している養育(治療)・支援内容の質向上を図っていますか。	B	A	
26	標準的な実施方法の確立	子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	A	○
27	養育(治療)・支援の実施状況の記録	子どもに関する養育(治療)・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育(治療)・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	B	B	

(3)養育(治療)・支援の開始・継続

29	養育(治療)・支援の提供開始①	子どもや保護者等に対して、養育(治療)・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	養育(治療)・支援の提供開始②	入所後に提供する養育(治療)・支援について、子どもや保護者等に分かりやすく説明していますか。	D	D	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	B	B	
32	養育(治療)・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	B	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：児童養護施設版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1. 施設的环境整備

(1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

(2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	A	A	

2. 日常生活の中での支援

(1) 計画に基づいた自立支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	A	A	
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、子ども・保護者・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

(2) 生活習慣の獲得

8	食事	子どもが食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。	A	A	
9	睡眠	子どもが十分な睡眠をとれるように工夫していますか。	B	A	
10	健康管理	子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
11	身体保清	子どもの発達段階に応じて、身体保清の習慣が身につけられるよう支援していますか。	B	B	
12	衣習慣	子どもが衣習慣を獲得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援していますか。	A	A	
13	整理整頓・生活技術	子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

(3) 社会性の獲得

14	自他の権利の尊重	子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
15	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
16	社会的ルールの獲得	子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
17	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	A	A	
18	主体性、自律性を尊重した日常生活	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
(4)学習・進学・就職					
19	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
20	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	
(5)その他の支援					
21	メンタルヘルス	心理的なケアが必要な利用者に対して、心理的な支援を行っていますか。	A	A	
22	子どもの尊重と最善の利益の考慮	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、保護者の状況について、子どもに適切に知らせていますか。	A	A	
23	子どもの意向や主体性への配慮	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていますか。	A	A	
3. 安心な生活					
(1)虐待の防止					
24	虐待の防止	子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
25	虐待の禁止	子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	
(2)問題行動への対応					
26	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
27	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	A	A	
(3)衛生管理					
28	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
29	食材管理・調理方法等	食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。	A	A	
4. 保護者等に対する支援					
(1)保護者への支援					
30	保護者(親族を含む)への支援	子どもと保護者との関係調整を図ったり、保護者からの相談に応じる体制がありますか。	B	A	
(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等					
31	子どもと保護者の関係調整	保護者に対して、子どもへの愛着関係、養育意欲の形成を援助していますか。	A	A	
32	必要に応じた心理的支援(サービス)	心理的なケアが必要な保護者に対して、心理的な支援(サービス)を行っていますか。	C	B	
33	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

5. 専門性の向上・地域とのつながり

(1)専門性の向上

34	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	B	A	
----	------------	---	---	---	--

(2)地域とのつながり

35	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	B	B	○
----	-----------	------------------------------	---	---	---

6. 養育・支援の質の確保

(1)養育・支援の基本

36	養育・支援の基本 ①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めていますか。	B	A	
37	養育・支援の基本 ②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していますか。	A	A	
38	養育・支援の基本 ③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障していますか。	A	A	
39	養育・支援の基本 ④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していますか。	A	A	
40	養育・支援の基本 ⑤	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していますか。	A	A	

(2)自己領域の確保

41	自己領域の確保①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とるようにしていますか。	A	A	
42	自己領域の確保②	成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしていますか。	B	A	

7. 家庭復帰・退所後の支援

(1)継続性とアフターケア

43	継続性とアフターケア①	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っていますか。	A	A	
44	継続性とアフターケア②	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいますか。	A	A	